

# 一九五〇年の国勢調査の結果に基く 日本婦人の出産力

## 一 緒 言

一九五〇年に行われた日本の国勢調査には、従来の一般的な調査事項のほかに、家族についての調査事項が附加せられたのであつて、日本で、一九二〇年に近代的な国勢調査を開始して以来、最初のことであるので、この家族調査は、重要な統計資料であるといわなければならない。というのは、東京市では、一九三五年に家族調査を行つて「家族統計」と題する統計資料を公刊し、また厚生省人口問題研究所では、一九四〇年に出産力調査を行つて、その結果を公表（機関誌「人口問題研究」一九四〇年一〇月参照）した実例はあるがこれらの調査は、地方的のものであるか、または標本のものであるにすぎないが、今度の家族調査によつて、全国的な出産力を統計的に明らかにすることが出来たからである。ただこの家族調査は比較的簡単な様式で行われたために、研究者の欲求を十分に満足させない。たとえば、この調査結果からは、母のもつ出生児数を知ることができ、出生児の出生順位や出生間隔については何らの知識も与へることは出来ない。また母の結婚

## 岡 崎 文 規

年齢について何らの表章もなされていない。しかし、われわれは、この調査結果によつて、日本婦人の出産力を初めて知ることが出来るのであるから、一つの新しい統計資料が提供せられたことを喜びとしなければならない。

この家族調査では、結婚したことのある女子について、つぎの調査事項を調査した。ここで結婚したことのある女子というのは、現に夫をもつてゐる有配偶婦人と、夫と死別または離別の状態にある婦人とである。

### (一) 初婚か否かの別

初婚者は、現に初婚の状態をつづけている有配偶婦人と、初婚の状態で、夫と死別または離別して、その後結婚していない婦人である。再婚者は、夫と死別または離別して、その後重ねて結婚した婦人である。したがつて死別または離別の経験ある婦人で、重ねて結婚して、現に夫のある者も、現に独身でゐる者も、再婚者のうちに数えられる。

### (二) 結婚年数

初婚で現に夫のある有配偶婦人の結婚年数は、結婚の成立した時（事実上夫婦になつた

時）から一九五〇年一月一日までの年数である。初婚で現に死別または離別の状態にある独身婦人の結婚年数は、結婚の成立した時から、死別または離別した時までの年数である。再婚の婦人で、現に夫のある者の結婚年数は、現在の夫との結婚年数と、以前の夫との結婚年数とを合計したものである。なお、夫が入宮、応召、出稼などで別居していてもその別居期間は結婚年数に入れて計算されている。

### (三) 子供の数

結婚したことのある婦人が一九五〇年一月一日までに生んだ子供（生きて生れた子供にかぎり、死産および流産を除く）の総数を調査した。再婚婦人の生んだ子供の総数は、前の夫とのあいだに生れた子供の数も合わせたものである。出生後に死亡した子供も、子供の総数に加わつてゐることはいうまでもない。

総理府統計局は、一九五二年四月に、「一〇％抽出集計による結果速報（その一三）、全国人口の出産力関係」を公刊した。この抽出調査結果は、いうまでもなく、標本誤差を含んでゐる。総理府統計局の計算によると、この抽出集計における推計数の大きさが三〇〇〇万の場合には、その標準誤差は〇・二％、三〇〇万の場合には〇・三％、三〇万の場合には、〇・六％、三万の場合には一・五％となつてゐる。またこの調査結果は、すでに述べたように、きわめて簡単な事柄についての知識を提供しているにすぎないが、この調査結果を

解析することは、日本の出生力を解示するために意味あることと信ずる。

## 二 家族調査の解析

一九五〇年に行われた家族調査の結果によると一五歳以上の既婚婦人の総数は、二〇、五四八、〇〇〇であり、このうち有配偶婦人の総数は四、九三〇、〇〇〇であつて、配偶関係不詳の婦人の総数は一三、〇〇〇である。

これらの婦人の大部分は、上に述べた三つの調査事項に対して回答を与えているが、初婚と否との区別、結婚年数、子供の数について、回答のないもの、または回答の不備なものが若干あつた。これは甚だ遺憾なことであるが、これらの不備な回答は、この観察から除外するはかなかつた。なお、この報告書では、いずれの場合にも、単位は一、〇〇〇人であつて、四捨五入の計算であるから、個々の数字を合計しても、必ずしも総数と合致しないことを注意しておかなければならない。

### (イ) 子供数別に見た既婚婦人の分布

既婚婦人（一五歳以上の）の総数は、すでに述べたように、二〇、五四八、〇〇〇であつて、調査日までに生れた子供の総数は七三、〇四九、〇〇〇であり、一既婚婦人当り、子供数は三・五五である。さらに、これを市部と郡部に分けて観察すると、市部における既婚婦人の総数は七、六七〇、〇〇〇であつて、調査日までに生れた子供の総数は二三、八六六、〇〇〇であり、一既婚婦人当り子供数は三・一一である。郡部における既婚婦人の総数は一二、八七六、〇〇〇であつて、調

査日までに生れた子供の総数は四九、一七八、〇〇〇であつて、一既婚婦人当り子供数は三・八二である。これで見ると、農村の婦人は、都市の婦人にくらべると、多くの子供をもつてゐることがわかる。しかし、この平均出生児数は真実の出生力をあらわしていることとは出来ない。死産や流産の問題をしばらく除外するとしても、これらの既婚婦人の妊孕可能期間は、調査日に、すべて終結してゐない。すなわちすべての既婚婦人は、調査日に、四五歳以上に達してゐるのではなく、調査日以後にも子供を生む婦人が少なくないからである。それゆえに、真実の出生力を知るためには、妊孕可能期間を経過してゐる既婚婦人について、その子供数を調べる必要がある。調査日に、四五歳から五四歳に達してゐる既婚婦人の総数は三、五七五、〇〇〇であり、調査日までに生れた子供の総数は一七、〇六五、〇〇〇であるから、一既婚婦人当り子供数は、四・七七である。それゆえに、日本の既婚婦人は、平均的に見て、五人より少し少い子供をもつてゐるということが出来る。しかし、市部の既婚婦人と郡部の既婚婦人とは、出生力に差異がある。すなわち市部においては、調査日に四五歳から五四歳に達してゐる既婚婦人の総数は一、三五三、〇〇〇であり、調査日までに生れた子供の総数は五、五二六、〇〇〇であるから、一既婚婦人当り子供数は四・〇八である。これに対して、郡部においては、調査日に四五歳から五四歳に達してゐる既婚婦人の総数は二、二一九、〇〇〇であり、調査日までに生れた子供の総数は一、五三八、〇〇〇であるから、

一既婚婦人当り子供数は五・二〇である。したがつて、郡部の既婚婦人は、都市の既婚婦人にくらべて、一・二二人だけ多くの子供をもつてゐることになる。

妊孕可能期間を経過した既婚婦人のもつ平均子供数は、上に述べた通りであるが、子供数は、それぞれの婦人によつてまちまちであつて、いま、子供数別に既婚婦人の分布を示すと、つぎの第一表のようである。比較対照のために、一九三六年に行われたフランスの家族調査の結果に基づいて、ソーヴイト教授は、彼の著書「人口」の九一頁に四五歳から五四歳までの既婚婦人の子供数別分布を掲げているから、それを引用して、ここに併せ示すことにする。

第1表 45歳—54歳の既婚婦人の子供数別分布  
単位 1,000人

子供の数	日本		フランス	
	実数	百分比	実数	百分比
無	333	9.4%	357	14.2%
1	305	8.6	740	29.6
2	290	8.2	638	25.5
3	336	9.5	351	14.0
4	379	10.7	187	7.5
5	406	11.5	102	4.0
6	398	11.2	58	2.3
7	357	10.1	33	1.3
8	306	8.6		
9	202	5.7		
10	131	3.7	40	1.6
11	97	2.8		
以上計	3,540	100.0	2,506	100.0

備考 子供数不詳の婦人 35,000 を除外した

右の第一表で見ると、既婚婦人の無子率は、フ

フランスでは一四・二%であるが、日本では九・四%である。婦人の生理的な繁殖力は、日本とフランスにおいて、差異がないものとすれば、主意的に子供をもちたくないという婦人は、日本にくらべて、フランスの方が多いことになる。つぎに、フランスにおいては、一子または二子をもつ既婚婦人は、圧倒的に多く、既婚婦人総数の五五%も占めているが、日本においては、一子または二子をもつ既婚婦人は、既婚婦人総数の一七%にすぎない。日本では、五子をもつ既婚婦人の割合が最も多く、一一・五%であるが、フランスではこの割合は、僅か四%にすぎない。六子または七子をもつ既婚婦人の割合は、日本では、それぞれ一・二%、一〇・一%であるが、フランスでは、それぞれ二・三%、一・三%にすぎない。八子以上をもつ多産な既婚婦人の割合は、日本では、なお二〇%を越えているが、フランスでは、その一〇分の一にも達していない。日本の婦人は、フランスの婦人に較べて、如何に多産であるかは、この統計によつて明白である。日本婦人の出産力が、將來も略ぼ現状を維持するものとすれば、死亡率が西欧文明国の死亡率と略ぼ同一水準まで激減したのであるから、人口増加力は、必要以上に大きくなる危険がある。これに反して、フランス婦人の出産力は、もう少し高くならなければ、過少人口の悩みは解消しないのではあるまいか。日本婦人の出産力とフランス婦人の出産力の中間の位置に兩國の出産力がおちつくならば、日本の過剰人口問題も、フランスの過少人口問題も大いに緩和されるのではあるまいかとおもわれる。

つぎに、既婚婦人の全体についてはなく、初婚の既婚婦人について、子供数別分布を觀察する方が一そう合理的であろう。というのは、初婚は、すでに前稿で述べたように、結婚の常態であると共、結婚の大多数を占めているからである。いま、一九五〇年に四五歳から五四歳までの初婚婦人について、子供数別分布を示すと、つぎの第二表のようである。

第2表 45歳—54歳の初婚婦人の子供数別分布 単位=1,000人

子供の数	全 国		市 部		郡 部	
	実 数	百分比	実 数	百分比	実 数	百分比
無	233	7.4%	107	9.2%	126	6.7%
1	242	7.7	128	11.0	115	6.1
2	340	10.8	119	10.2	121	6.4
3	289	9.2	135	11.6	155	8.2
4	333	10.6	142	12.2	192	10.1
5	361	11.4	139	12.0	222	11.7
6	359	11.4	123	10.6	236	12.4
7	324	10.3	99	8.5	224	11.8
8	280	8.9	75	6.5	205	10.8
9	184	5.8	46	4.0	138	7.3
10	122	3.9	27	2.3	95	5.0
11	88	2.6	22	1.9	67	3.5
それ以上計	3,155	100.0	1,162	100.0	1,896	100.0

まず全国について見ると、五子または六子をもつ既婚婦人の割合が最も多く、共に全体の一一・四%を占めている。これについて二子をもつ既婚

婦人の一〇・八%、七子をもつ既婚婦人の一〇・三%が多い。無子の既婚婦人は七・四%にすぎない。つぎに、既婚婦人の子供数別分布を、市部と郡部とを比較対照して見ると、無子から五子までもつ既婚婦人の割合は、郡部に比べて、市部の方が常に多くなつてゐる。ところが六子以上をもつ既婚婦人の割合は、これと全く反対に、市部に比べて、郡部の方が常に多くなつてゐる。これで見ると、多産の婦人は、郡部において遙かに多いことがわかる。

(二) 無子の既婚婦人

調査日における一五歳以上の既婚婦人二〇、五四八、〇〇〇のうち、一子も持たない婦人は二、五一四、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は一・二・二%である。しかし、これらの既婚婦人のうちには、妊娠可能期間を経過していない婦人は一二、一一五、〇〇〇もあつて、調査日以後において、なお子供を生む可能性をもつてゐるから、完全な無子の婦人の割合を決定するには、調査日すでに妊娠可能期間を経過している婦人のみを問題としなければならない。調査日に四五歳以上に達している既婚婦人の総数は八、四二四、〇〇〇であり、無子の婦人は八六六、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は、一〇・三%である。(四五歳—五四歳の既婚婦人の無子の割合は九・四%である)

調査日すでに妊娠可能期間を経過している既婚婦人の無子の割合は、市部と郡部とは差異がある。市部において、調査日に四五歳以上に達している既婚婦人の総数は二、九〇一、〇〇〇であ

り、無子の婦人は三三八、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は一一・六％である。また郡部において、調査日に四五歳以上に達している既婚婦人の総数は五、五二〇、〇〇〇であり、無子の婦人は五二七、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は九・五％である。

つぎに、調査日にすでに四五歳以上に達している初婚婦人の無子の割合を観察しよう。まず全国について見ると、四五歳以上に達している初婚婦人の総数は七、一九四、〇〇〇であり、無子の初婚婦人は六〇七、〇〇〇であるから、無子の初婚婦人の割合は八・三％である。また市部において四五歳以上に達している初婚婦人の総数は二、五〇〇、〇〇〇であり、無子の初婚婦人は二四二、〇〇〇であるから、無子の初婚婦人の割合は九・七％である。郡部において、四五歳以上に達している初婚婦人の総数は四、六九四、〇〇〇であり、無子の初婚婦人は三六四、〇〇〇であるから、無子の初婚婦人の割合は七・八％である。

無子の既婚婦人の割合は、いうまでもなく、結婚年齢によつて、また結婚継続期間によつて大きな影響を受けるにちがいない。遺憾なことには、総理府統計局の公表した報告書には、既婚婦人もつ子供数と既婚婦人の結婚年齢とを組合せた統計資料を提供していない。ただ一五歳以上の初婚婦人の結婚継続期間別子供数を掲げているから、この統計資料に基づいて、結婚継続期間別に、無子の初婚婦人の割合を観察するに止めるほかない。

第3表 結婚継続期間別による初婚婦人の無子の割合

単位 1,000人

結婚継続期間	全 国			市 部			郡 部		
	初婚婦人数	無子の婦人数	無子の婦人の割合	初婚婦人数	無子の婦人数	無子の婦人の割合	初婚婦人数	無子の婦人数	無子の婦人の割合
0年	406	360	88.7%	157	138	87.9%	247	221	89.5%
1	614	300	48.9	263	131	49.9	351	170	48.4
2	664	146	22.0	274	64	23.4	391	82	21.0
3	865	113	13.1	351	53	15.1	513	60	11.7
4	773	71	9.2	293	33	11.3	480	38	8.1
5	644	63	9.8	264	32	12.1	380	31	8.2
6	437	39	8.9	185	20	10.8	251	19	7.6
7	500	41	8.2	209	22	10.5	290	20	6.9
8	530	44	8.3	224	22	9.8	305	21	6.9
9	447	30	6.7	187	15	8.0	259	15	5.8
10	2,310	179	7.7	971	91	9.4	1,339	87	6.5
15	2,004	135	6.7	794	65	8.2	1,209	69	5.7
20	1,986	136	6.8	764	61	8.0	1,222	75	6.1
25	1,692	110	6.5	639	48	7.5	1,053	62	5.8
30年およびそれ以上	4,319	299	6.9	1,311	98	7.5	3,008	201	6.7
合 計	18,189	2,068	11.4	6,886	893	13.0	11,298	1,171	10.4

備考 結婚継続期間別初婚婦人は全国で 32,000、市部 11,000、郡部 21,000 が不詳であつた。

上の第三表で見ると、無子の初婚婦人の割合は、結婚継続期間の長くなるにつれて、次第に小さくなつていくが、しかし、その割合の低減傾向は、結婚継続期間が三年ごろまでは急激であり、それよりも長くなると、きわめて緩慢にしか低減しない。たとえば全国の場合についていうと、その無子の割合は結婚継続期間一年未満では八八・七％であつて、大部分の初婚婦人はなお子供を生んでいない。ところが、結婚後一年を経過すると子供をもたない初婚婦人は半数以下になり、結婚後二年を経過すると、子供をもたない初婚婦人は全体の五分の一近くに、結婚後三年を経過すると、子供をもたない初婚婦人は僅か全体の一三％にすぎなくなる。しかるに、結婚継続期間がそれ以上になると、子供をもたない初婚婦人の割合は殆ど固定してしまつて、目立つほどの低減はない。すなわち結婚後四年を経過すると、子供をもたない初婚婦人は全体の僅か九・八％にすぎない。そして結婚継続期間がそれよりも長くなつても、子供をもたない初婚婦人の割合は、きわめて僅かしか減少しないのであつて、結婚後三〇年以上を経過している初婚婦人において、子供をもたない者の割合は六・九％である。これで見ると、初婚婦人のうちで、その九〇％以上は、結婚後四年以内に子供を生み、結婚後四

年を経過しても子供をもたない初婚婦人は、大部分、生涯を通じて子供を生まないことがわかる。

つきに、結婚継続期間別に無子の初婚婦人の割合を市郡別に比較すると、結婚一年以内では、無子の初婚婦人の割合は、郡部におけるよりも都市において僅か少くなっているが、結婚継続期間が一年以上になると、郡部におけるよりも都市において常に大きい。特に郡部における無子の初婚婦人の割合は、結婚継続期間が三年以上になると、全体の一〇%以下になつてゐるが、都市における無子の初婚婦人の割合は、結婚継続期間が八年以上にならないければ、全体の一〇%以下に減少しないのである。これは何に原因しているか。市部における初婚婦人は、郡部における初婚婦人にくらべて、もともと生理的に受胎能力により多くの障害があるのか、それとも出産を延期したいという出産抑制の意志作用が強いためであるか。そのいずれであるかは容易に断定することは出来ない。

都市においては結婚後八年を経過し、また郡部においては結婚後四年を経過すると、結婚継続期間が長くなつても、子供をもたない初婚婦人の割合は、両者ともに、きわめて僅かしか減少していない。しかし、いずれの結婚継続期間においても都市における子供をもたない初婚婦人の割合は、郡部における子供をもたない初婚婦人の割合にくらべて、常に幾分、大きくなつてゐる。

(四) 結婚継続期間別子供数

調査日における一五歳以上の既婚婦人の総数二〇、五四八、〇〇〇のうち、子供をもつてゐる婦人は一七、七八九、〇〇〇であり、また一既婚婦

人当り子供数は三・六であることは、すでに述べた通りであつて、一既婚婦人当り子供数を結婚継続期間別に観察することは興味あることにちがいないが、残念なことには、統計局は、既婚婦人の結婚継続期間別子供数に関する統計資料を提供してゐない。ただ初婚婦人の結婚継続期間別初婚婦人数とその子供数に関する統計資料を提供してゐるから、ここで結婚継続期間別に、一初婚婦人当り子供数を示すと下の第四表のようである。

まず全国について見ると、結婚後三年にして一子をもち、結婚後七年にして二子をもち、結婚後一〇年ないし一四年で三子をもち、結婚後一五年ないし一九年で四子をもち、結婚後二五年ないし二九年で五子をもつことになつてゐる。これで見ると、子供を更に生み加えるのに、平均四年ほどの期間を必要とすることになつてゐるが、この数値は、生涯を通じて一人も子供を生まない婦人や極めて長い期間を経過しなければ子供を生まない婦人等を含めて、その平均した計算値であるために、その間隔が長きに過ぎるよううに感ぜられるのである。結婚年齢が若く、そして相当に多産の婦人について、結婚継続期間別に平均子供数を計算すれば、子供を更に生み加える時間の間隔はこれよりも遙かに短かいにちがいない。

つきに、結婚継続期間別平均子供数を

第4表 結婚継続期間別による初婚婦人の子供の数 単位 1,000人

結婚継続期間	全 国			市 部			郡 部		
	初婚婦人の総数	初婚婦人の子供数	一初婚婦人当り子供数	初婚婦人の総数	初婚婦人の子供数	一初婚婦人当り子供数	初婚婦人の総数	初婚婦人の子供数	一初婚婦人当り子供数
0年	406	31	0.08	157	13	0.08	247	18	0.07
1	614	297	0.48	263	123	0.47	351	174	0.50
2	664	545	0.82	274	218	0.80	391	327	0.84
3	865	958	1.07	351	373	1.06	513	585	1.14
4	773	1,131	1.46	293	408	1.39	480	723	1.51
5	644	1,081	1.68	264	418	1.58	380	663	1.74
6	437	859	1.97	185	346	1.87	251	514	2.05
7	500	1,099	2.20	209	435	2.08	290	664	2.29
8	530	1,273	2.40	224	509	2.27	305	765	2.51
9	447	1,208	2.70	187	480	2.57	259	728	2.81
10—14	2,310	7,447	3.22	971	2,900	2.99	1,339	4,548	3.40
15—19	2,004	8,364	4.17	794	2,992	3.77	1,209	5,371	4.44
20—24	1,986	9,585	4.83	764	3,250	4.25	1,222	6,335	5.18
25—29	1,692	8,781	5.19	639	2,916	4.56	1,053	5,865	5.57
30年およびそれ以上	4,319	23,399	5.42	1,311	6,503	4.96	3,008	16,893	5.62
合 計	18,189	66,059	3.63	6,886	21,884	3.18	11,298	44,174	3.90

備考 結婚継続期間別初婚婦人の数は全国で 32,000、市部 11,000、郡部で 21,000 が不詳であつた。

第5表 府県別一既婚婦人当り子供数

単位 1,000 人

	既婚婦人数	子供数	一既婚婦人当り子供数
総数	20,548	73,049	3.6
北海道	944	3,880	4.1
青森	297	1,229	4.1
岩手	328	1,281	3.9
宮城	386	1,533	4.0
秋田	312	1,216	3.9
山形	332	1,287	3.9
福島	496	1,953	3.9
茨城	500	1,902	3.8
栃木	371	1,483	4.0
群馬	379	1,465	3.9
埼玉県	511	1,964	3.8
千葉県	544	1,926	3.5
東京都	1,470	4,340	3.0
神奈川県	592	1,953	3.3
新潟県	605	2,366	3.9
富山県	272	1,016	3.7
石川県	161	929	3.6
福井県	203	747	3.7
山梨県	189	764	4.0
長野県	499	1,801	3.6
岐阜県	382	1,437	3.8
静岡県	597	2,272	3.8
愛知県	834	2,972	3.6
三重県	378	1,344	3.6
滋賀県	223	793	3.6
京都府	476	1,489	3.1
大阪府	963	2,830	2.9
兵庫県	839	2,676	3.2
奈良県	201	641	3.2
和歌山県	262	881	3.4
鳥取県	161	552	3.4
島根県	242	848	3.5
岡山県	450	1,458	3.2
広島県	554	1,860	3.4
山口県	398	1,324	3.3
徳島県	229	850	3.7
香川県	253	891	3.5
高知県	386	1,411	3.7
福岡県	244	791	3.2
佐賀県	868	2,904	3.3
熊本県	238	868	3.6
大分県	400	1,426	3.6
宮崎県	456	1,628	3.6
鹿児島県	324	1,148	3.5
沖縄県	260	970	3.7

市郡別に比較して見ると、都市でも郡部でも、一子を生むまでには、同様に結婚後三年を必要としている。しかし、結婚後二子をもつまでの期間は郡部では六年であるが、市部では一年だけ長く七年を必要とする。また結婚後三子をもつまでの期間は、郡部では一〇年ないし一四年であるが、市部では一五年ないし一九年である。また結婚後四子をもつまでの期間は、郡部では一五年ないし一九年であるが、市部では二〇年ないし二四年を必要とする。これで見ると、同数の子供をもつために、市部の婦人は、郡部の婦人にくらべて、常に一そう長い期間を必要とするのである。これは市部の婦人の結婚年齢が、郡部の婦人の結婚年齢にくらべて、一般に高いということのほか、出産期間を延長したいという出産抑制の意欲が、郡部の

の婦人にくらべて、市部の婦人に強い結果ではあるまいかと想像せられる。

(四) 各府県および六大都市における一既婚婦人当り子供数

総理府統計局は、各府県および六大都市における出産力については、単に一五歳以上の既婚婦人の数とそれらの婦人の生んだ子供の数についての統計資料を提供しているにすぎないので、統計調査は一そう簡単なものになるが、ここに、一既婚婦人当り子供数を、各府県について示すと、つぎの第五表のようである。

まず、各府県における一既婚婦人当り子供数を見ると、北海道および青森県の四・一人が最も多く、これについて、宮城県、山梨県および栃木県の四・〇人、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、新潟県および鹿児島県の三・九人が多い。全国平均の三・六人よりも多くの平均子供数をもっている地方は、上に述べた諸県のほかに、なお九県あるが、比較的多くの子供をもっている母は、東北地域の全部と北陸地域および関東地域の一部である。これに反して、一既婚婦人当り子供の最も少いのは、大阪府の二・九人、東京都の三・〇人、京都府の三・一人、兵庫県、奈良県、岡山県および高知県の三・二人である。このほかに、全国平均の三・六人よりも少い平均子供数をもっている府県は一〇県あるが、その大部分は、大都市を含んでいる府県か、近畿地域および中国地域である。これらの地域の出生粗率も一般に低いのである。

東北地域にある六県は、元来、出生粗率の最も

高い地方であつて、これに相応して平均子供数も最も多くなつてゐる。これらの諸県における主要産業は農業であつて、日本では生活水準も最も低く、しかも人口圧力が最も強いために、貧困問題に常に悩んでゐる。これに反して、近畿地域および中国地域にある諸県は、農業を主要産業としてゐる地方においても、出生粗率は一般に低く、これに相応して平均子供数も少い。これらの諸県は東北地方の諸県にくらべると、生活水準は遙かに高い。東北地域においては、出生率が高いために生活水準が低いのか、それとも生活水準が低いために出生率が高いのか。いずれを原因と見、いずれの結果と見るかは、簡単に断定しえないが、相互関係にあることは確かであるようにおもわれる。それはともかくとして、日本の過剰人口問題は、東北六県を含めて、一般に農業県の高い出生率の蓄積の結果に基因してゐるといつてよい。日本工業が絶えず発展の一路を辿つて、農村から放出される余剰労働力人口を完全に吸収することが出来るかぎり、農村の出生率が高くて、農村は余剰労働力人口をもてあますことはないはずである。

日本工業の発展期には、農村の余剰労働力人口は、つぎつぎと工業に吸収されたのである。それでも、資本主義経済制のもとで、さげがたい周期的な不況の襲来する毎に、工業における失業人口は、農村に還流し、農村は、工業の苦境と運命を共にして、一そう多くの犠牲を払つて来たのである。今次大戦後の産業界は、容易に復興しないために、農業は、一定の耕地面積に対して、過大な労働力人口を抱え込んでゐるばかりではなく、農村において次第に労働力人口にくり上つて来る青年人口を、戦前のように都市工業に送り込むことが全く困難な状態にあるために、農村の過大な労働力人口は、いよいよ重大化してゐる。現に農村が抱えてゐる過大な労働力人口を処置することは、現下の重大な人口対策であるが、将来に向つて、農村の出生率を抑制する方策こそ更に一そう重要であることを痛感する。そうしなければ、日本の過剰人口問題は永く解決されないであらう。

つぎに、六大都市における一既婚婦人当り子供数を示すと、つぎの第六表のようである。

第6表 六大都市における一既婚婦人当り子供数

	既婚婦人	子供数	一既婚婦人当り子供数
内市市	1,268	3,638	2.9
京区	226	693	3.1
区市	253	804	3.2
横濱市	284	831	2.9
名古屋市	484	1,358	2.8
京都市	194	535	2.8
神戸市			

右の第六表で見ると、一既婚婦人当り子供数はいずれの都市においても、全国の三・六人よりも遙かに少い。ことに大阪市および神戸市の二・八人は最も少い。大都市において平均子供数の少い

ことは、生理的な受胎能力が農村の婦人に劣つてゐるといふことよりも、出生制限の意欲の作用によるものではあるまいか。ただこれだけの統計資料をもつて、これを断定しえないだけである。

追記——総理府統計局の發表した統計資料の範囲内では、この程度の分析しかなしえないのである。一九五〇年の家族調査は、最初の試みであつて、将来、一そう精細な調査が行われ、一そう内容の豊富な統計資料の公刊されることを期待すると共に、期待するような統計資料が公表される場合には、重ねて統計的分析を行うであらう。